

芦別市移住・定住促進

賃貸住宅 家賃助成事業



月額3万円×60か月
最大180万円
の家賃助成

芦別市では、定住人口の増加を図るために、自らの意志により本市に定住するため
に転入し、市内の賃貸住宅にお住まいの方を対象に家賃の一部を助成しています。

対象になる方はぜひこの制度をご利用ください。

対象となる方



以下のすべての条件に当てはまる方が対象です。

- ◆移住者(※1)であって助成金交付対象者の認定申請時に65歳未満の方。
- ◆令和4年3月1日以降に、新たに市内の賃貸住宅(※2)の所有者等との間に賃貸借契約を締結し、その住宅に現に居住している方。
- ◆市税を滞納していない方。
- ◆世帯全員が市内に他の住宅を所有又は借用していないこと。
- ◆世帯に公務員が含まれていないこと。
- ◆世帯全員が生活保護法による保護を受けていないこと。
- ◆世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する暴力団の構成員でないこと。
- ◆世帯員に外国人を含む場合は、その外国人が出入国管理及び難民認定法その他の法令に基づき、日本国に永住権を有していること。
- ◆過去に助成金交付対象者の認定を受けていないこと。

※1 自らの意志により本市に定住するために転入し、転入の日前1年間において、本市の住民基本台帳に登録をされていない者であって、本市の住民基本台帳に登録されてから1年末満の者をいいます。ただし、市内企業等への転勤及び就学による転入は除きます。

※2 市営、道営住宅等公的賃貸住宅、公務員住宅、社宅(会社が社員の居住を目的として貸与するために所有する住宅)、3親等以内の親族が所有する住宅を除く。ただし、単身者住宅は対象となります。

助成金額

家賃の月額(共益費、駐車場料金除く)
から、住宅に関する手当額を除いた額
※上限は3万円、千円未満切り捨て

助成期間

60ヶ月を限度とします。

【注意事項】偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、それまでに支払われた助成金は返還しなければなりません。

助成金(商品券)交付時期

4ヶ月ごとに、芦別商工会議所が発行する商品券により交付します。

4月～7月分 · 8月15日までに請求・9月交付

8月～11月分 · 12月15日までに請求・12月交付

12月～3月分 · 4月15日までに請求・5月交付



当てはまった方は裏面の
申請方法をご覧ください。



申請から助成金(商品券)交付までの流れ

7

助成金交付対象者認定申請書(別記第15号様式)を提出する。

(この申請は初回の1回のみ。)

○認定申請書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

申請に必要な書類

- ・戸籍の附票
- ・住民票謄本
- ・賃貸借契約書等の写し
- ・市税の納税証明書
- ・住宅手当等支給状況証明書
(別記第16号様式)
- ・その他必要書類



2

市役所から助成金交付対象者認定通知書(別記第17号様式)が届く。

3

助成金交付申請書(別記第19号様式)を提出する。

(毎年度4月に申請を行う。)

○交付申請書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

申請に必要な書類

- ・市税の納税証明書
- ・その他必要書類
- ・賃貸住宅家賃助成計算書(別記第20号様式)



4

市役所から助成金交付決定通知書(別記第21号様式)が届く。

5

助成金(商品券)を請求する。(年3回の請求を行う。)

○実績報告書兼交付請求書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

請求に必要な書類

- ・実績報告書兼交付請求書(別記第25号様式)
- ・家賃を支払ったことが証明できる書類
(領収書、口座振込み証明書、これらに準ずる書類の写し等)

請求書の提出期限

- ◎4月～7月分 → 8月15日までに請求(9月上旬に交付します)
 - ◎8月～11月分 → 12月15日までに請求(12月下旬に交付します)
 - ◎12月～3月分 → 4月15日までに請求(5月上旬に交付します)
- ※各月の15日が市役所閉庁時の場合は翌開庁日に提出してください。

6

市から助成金(商品券)が交付される。

(ご自宅への郵送となります。)

以下、③～⑥を繰り返します。



芦別市役所

お問い合わせは芦別市企画政策課移住定住推進係まで
電話: 0124-27-7358 メール: ijyu@city.ashibetsu.hokkaido.jp